

## ■正誤表

平野裕之著『コア・ゼミナール民法Ⅲ 債権法1 債権総論・契約総論』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	3	[解説] 3行目	521条1項	521条2項
1	4	CASE2-2【A】	562条の追完請求が可能	483条の契約適合物引渡請求権の行使が可能
1	5	6-8行目	この結果、567条1項の反対解釈として、562条の追完請求は損傷が目的物の引渡前のものである限り、不可抗力で生じた場合にも認められることになる。	この結果、567条1項の反対解釈として、売主Aは483条により契約適合物の引渡義務があり、契約後に不可抗力により損傷が生じた場合であっても、これを修補して適合物にして引き渡すことを義務づけられる。なお、担保責任は目的物の引渡しが基準時であるので、562条による追完請求は問題にならない。562条の追完請求権は、目的物の引渡しが行われても——代替物の引渡請求ができる場合は別としてもはや引渡請求は考えられない——追完請求はできるというデフォルトルール適用だからである。
1	10	CASE2-8 6行目	かかった治療費と慰謝料合計 50万円	かかった治療費と慰謝料合計 50万円と支払までの利息
1	10-11	CASE2-8 10頁 最終行 11頁 1行目 [解説] 7行目	2.5%	3% (※ フランスのように小数点まで正確に表示せず、小数点以下切り捨ての整数によることが、404条4項括弧書きに規定されている。)
1	11	CASE2-8 [解説] 9行目以下	…、×が正解になる。ただ、Aは…問題となる。	…、×が正解になる。なお、示談が成立していない場合には、419条1項により遅滞時＝不法行為時の利率によることになるが、不法行為の数日後に法定利率がアップした場合には、Aは412条3項の原則通り、請求時以降の遅延損害金だけを請求し、変更後の利率によることの選択ができると考える余地はある。
1	29	16行目	時効の利益	期限の利益
1	29	CASE4-4 1行目	設備	整備
1	32	9行目	当然	同然
1	32	見出し (b)	2人互いに	2人が互いに
1	39	CASE4-14 2-3行目	代金 2000万円債権	2000万円の代金債権

1	52	13-15 行目	ただ、破産管財人による…，最高裁判決はない。	ただ、破産管財人による返還請求については、受給者が「不法原因給付に当たることを理由としてその返還を拒むことは、信義則上許されない」とする判決はあるが（最判平 28・10・28 民集 68 巻 8 号 1325 頁），代位権の行使については、財産隠匿行為について 708 条を適用し代位行使を否定した大判大 5・11・21 民録 22 輯 2250 頁を変更する判決は未だ出されていない。
1	67	CASE8-3 [関連して考えてみよう] 2 行目	及ばない B に	及ばない C に
1	70	CASE8-6 [解説] 6-7 行目	通妨害意があれば	通謀害意のある
1	70	CASE8-6 [関連して考えてみよう]	B→C, C→B	
1	70	CASE8-6 [関連して考えてみよう] 4-5 行目	償金請求	返還請求
1	77	CASE8-13 1-2 行目	不動産を…にある。A は、	1 年前に無資力状態のときに、
1	77-78	CASE8-13 77 頁 最終行～78 頁 1 行目	この段階で、A が、…を取得した。	2 年前に、A は、取引先の C 会社に対して 5000 万円の損害を与え、C が A に対して 5000 万円の損害賠償請求権を取得したが、未だに賠償金の支払はされていない。
1	79	7 行目	一般担保による債権の	一般担保による債権保全の
1	86	[関連して考えてみよう] 5 行目	[CASE8-18]	[CASE8-8]
1	87	[解説] 13 行目	詐称告知	訴訟告知
1	90	[解説] 3 行目	行為の時から 20 年	行為の時から 10 年
1	110	2 行目	可能があり	可能性があり
1	117	CASE11-1 [関連して考えてみよう] 2 行目	免責条項があったため	天変地異が賃貸借契約において免責事由とされていたため
1	118	下から 4 行目	過失により	過失による
1	132	[解説] 5 行目	慈善の	事前の
1	137	7 行目	465 条の 9 第 5 号	465 条の 9 第 3 号
1	144	[関連して考えてみよう] 2-4 行目	しかし、ここで問題に…である。B が代位行使により抗弁権による…	C が代位行使により B に対する 461 条 1 項の…
1	146	CASE13-14 [解説] 8-9 行目	代金の返還をする	代金の返還を請求する

1	146	CASE13-15 [解説] 3行目	支払ったことになり	支払ったことにより
1	161	1行目	増えた	超えた
1	161	8行目	140万円	70万円
1	184	CASE18-2	差替え（正誤表末尾に掲載）	
1	185	下から5-4行目	「——担保がなくなる…は考慮しない——」を削除。	
1	186	CASE18-4	差替え（正誤表末尾に掲載）	
1	186	CASE18-5	差替え（正誤表末尾に掲載）	
1	187	下から4行目	法定率	法定利率
1	189	CASE18-7 1行目	2000万円を	2000万円の
1	196	[解説] 5行目	470条4項	471条1項
1	209	[解説] 10行目	申込後の申込者の死亡	申込到達前の申込者死亡の場合だけでなく、申込到達後承諾発信前に申込者が死亡し、このことを相手方が知った場合
1	222	下から3行目	損壊	損害
1	231	2行目	対抗できないのか	対抗できるのか
1	231	[解説] 6行目	AはCに対して	BはCに対して
1	237	CASE25-17 10行目	権利者	債権者

## ■記述の追加

刷数	頁	場所	
1	39	CASE4-13の解説 に右記を追加	<p><b>【関連して考えてみよう】</b> もしBの債権者Dが、6月1日に、BのAに対する合計400万円の委託手数料債権を差し押さえてきた場合に、Aは、その後（6月10日）に弁済期になる5月分の食材の販売代金債権400万円で相殺を対抗することができるのかは、制限説か無制限説かで結論は変わってくる。本文の問題では、相殺を対抗するBの債権の弁済期が先であったが、ここでは相殺を対抗するAの債権は、債権の弁済期は差押後である——5月末で5月分の債権は成立しているとする——。制限説では、Aは相殺を対抗できないが、無制限説では相殺を対抗できることになる。</p>

◆184 頁 CASE18-2 (差替え)

**CASE18-2** A は、B の C に対する 2000 万円を貸金債権（以下、 $\alpha$  債権という）のため——5%の利息の約束があり返済期日は 1 年後——、債務者 C に依頼され、B と連帯保証契約を締結した。B は  $\alpha$  債権の担保として、C からその所有の甲地に抵当権の設定を受け、その旨の登記をしている。AC 間の保証委託契約において、A が支払った場合には求償権につき完済まで 10%の利息を支払うことが約束されている。 $\alpha$  債権の返済期日に C は返済ができず、A が連帯保証人として 2000 万円及び利息 100 万円（合計 2100 万円）を支払った。甲土地には後順位抵当権者 D が被担保債権 2000 万円の抵当権の設定を受け、その登記をしている。

A の返済後 1 年を経過した時点で、D の申立てにより甲地の競売の申立てがなされ、さらに 1 年後に競売がされ（返済期=A の弁済から 2 年後）、甲地が 3000 万円で競売された。裁判所は、A に第 1 順位の抵当権者として、元本 2000 万円及び求償の 10%の利率を基準に 2 年分の利息 400 万円の合計 2400 万円を配当し、残額 600 万円を D に配当するという内容の配当表を作成した。

【Q】 Dはこの配当表は間違っているとして配当表の変更を求めた。これは認められるか。

【A】 ○(抵当権の被担保債権は原債権たる  $\alpha$  債権である)

【解説】 本問は弁済者代位の法的構成を問う問題である。A は、保証人として弁済をしており、499 条により「債権者に代位する」。ここでの代位は代位取得の意味であり、501 条 1 項により「債権の効力及び担保として」債権者が有していた「一切の権利」を行使できることになっている。行使できるという規定の仕方になっているが、これらの権利を代位取得することになる。したがって、本問では B の有していた抵当権を取得してこれにより求償権の回収を図ることができるが、では、求償権が抵当権の被担保債権になるのであろうか。もしそうならば利率 10%であり、2 年分の 400 万円の利息とともにする 2400 万円の配当は間違いではない（求償権自体は 2100 万円）。

しかし、代位は求償権の範囲に限定されている（501 条 2 項）。それは、後順位抵当権者 D の立場を考えてのことである。本問でいうと、D は第 1 順位の B の抵当権は利率 5%として残担保価値を計算していたのに、求償権に被担保債権を挿げ替えられたのではたまらないからである。「誰も害さないから本来弁済により消滅する権利を与える」というのが弁済者代位の鉄則なのである\*1。

したがって、本問で抵当権の被担保債権は、求償権ではなく代位取得した  $\alpha$  債権（**原債権**という）のままであり、3 年分の利息 300 万円のうち 2 年分 200 万円が抵当権により担保されるにすぎず（375 条 1 項）、利息を含めて 2200 万円が配当額になる——D には残額 800 万円を配当——。A は、2100 万円の求償

権につき 10%の利息の約定があるため、2 年分 420 万円の利息を取得し、合計 2520 万円の債権を取得しているが、配当を受ける 2200 万円との差額 320 万円は無担保債権となる。よって、D は配当表を修正させることができ、○が正解になる。

\*1『民法Ⅳ』18-3以下

#### ◆186 頁 CASE18-4 (差替え)

**CASE18-4** A 会社は、その所有の甲機械を B 会社に 100 万円で売却した。代金の支払を 3 カ月後とし、B に依頼された C が代金債務について連帯保証をした(書面あり)。B は支払期日に支払ができず、C が 100 万円を保証人として支払った。

【Q】①C は、B に対して代位により取得した代金債権を行使して、B がこれに応じない場合に、AB 間の売買契約を解除できるか。②C の支払後に、甲機械に不具合があることが判明したとして、B は、A に対して契約を解除したり代金を減額して、C の求償を拒めるか。③代金減額ではなく、修理費用を A に損害賠償請求したらどうか。

【A】①は×(契約解除権は代位の対象にならず、実質的に一部解除権である代金減額請求権も同様)、②③は○(代位があっても、主債務者は解除などの権利行使は認められ、保証人に対抗できる。相殺も同様に考えるべきかは問題があるが、解説参照)

【解説】本問①は、501 条 1 項の「債権の効力……として」債権者が有していた権利に、契約解除権や代金減額請求権が該当するかどうかを検討してもらう問題である\*1。

契約解除権は、債権の効力として認められる権利ではなく、契約当事者に認められる権利である。また、解除は求償権の回収に寄与するものではなく、解除をすると弁済が無効により債権者に代金の返還請求権を取得するだけであり、制度の趣旨にそぐわない。また、本問②は、保証人による代位があっても、主債務者が主債務を生じさせた契約の解除や代金減額が認められることを確認してもらう問題である(求償権を元に債権者代位権を行使するのは、被保全債権の保全になっておらず認められない)。本問③は、損害賠償を選択したら、代金は遡及的に減額されず、売主に対する損害賠償請求権が成立するだけである。代金減額とのバランスを失することになる。そのため、相殺をもって保証人の求償権に対抗することを認めるべきであり、また、相殺がされた場合には、保証人が求償権を失った分につき、主債務者の損害賠償請求権を代位取得することを認めるべきである。

\*1『民法Ⅳ』18-14

◆186頁 CASE18-5 (差替え)

**CASE18-5** Aは、BのCに対する200万円を貸金債権(以下、 $\alpha$ 債権という)のため——10%の利息の約束があり返済期日は1年後——、債務者Cに依頼され、Bと連帯保証契約を締結した。Bは $\alpha$ 債権の担保として、Cからその所有の甲地に抵当権の設定を受け、その旨の登記をしている。AC間の保証委託契約において、Aが支払った場合には求償権につき利息の特約はない。

$\alpha$ 債権の返済期日にCは返済ができず、Aが連帯保証人として200万円及び利息200万円(合計2200万円)を支払った。甲土地には後順位抵当権者Dが被担保債権2000万円の抵当権の設定を受け、その登記をしている。Aの返済後1年を経過した時点で、Dの申立てにより甲地の競売の申立てがなされ、さらに1年後に競売がされ(返済期=Aの弁済から2年後)、甲地が3000万円で競売された。裁判所は、Aに第1順位の抵当権者として、元本2000万円及び2年分の利息400万円の合計2400万円を配当し、残額600万円をDに配当するという内容の配当表を作成した。

【Q】 Dはこの配当表は間違っているとして配当表の変更を求めた。これは認められるか。

【A】 ○(抵当権の被担保債権は原債権たる $\alpha$ 債権であるが、求償権の限度においてのみその行使が認められるにすぎない)

【解説】 本問は【CASE18-2】とは原債権の利率と求償権の利率を逆転させたものであり、弁済者代位は求償権確保の制度であることを確認してもらう問題である。

【CASE18-2】に述べたように、代位取得した抵当権の被担保債権は求償権ではなく原債権たる $\alpha$ 債権である。そうすると、 $\alpha$ 債権は利率10%、1年分の利息200万円なので、Aは3年分の600万円の利息の2年分の400万円について優先権が認められ、2400万円の配当を受けられるかのようである。それで後順位抵当権者Dの予測を害することにもならない。

しかし、弁済者代位制度は、本来弁済によって消滅する権利を「求償権の回収のため」に取得・行使を認める制度であり、求償権以上の保護——無担保の債権に担保を与えるという保護はまさに制度趣旨そのものでありそれ以外——を与える必要はない。民法も「求償をすることができる範囲内」という制限があることを確認している(501条2項)\*1。そうすると、Aの求償権はただちに請求して2年分の利息が発生しているとしても法定率(2021年現在は3%)により2200の3%の2年分132万円が求償権の遅延損害金債権、合計2332万円の債権しか有していないのである。したがって、Aが抵当権により配当を受けられるのは2332万円であり、Dは配当表の変更を求めることができ、○が正解になる。

\*1『民法IV』18-16～